

〔令和3.11.19
参 考 資 料〕

福岡県国民健康保険運営協議会

【福岡県国民健康保険運営協議会について】

令和3年11月19日

福岡県国民健康保険運営協議会とは

県では、平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、国民健康保険運営方針等の重要事項の審議を行うため、国民健康保険法に基づき、「福岡県国民健康保険運営協議会」を設置。

1. 設置根拠法令等

○国民健康保険法（抜粋）

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 (略)

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（…略…）を審議することができる。

○国民健康保険法施行令（抜粋）

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第 3 条 法第 11 条第 1 項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3～4 (略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 (略)

○福岡県国民健康保険法施行条例（抜粋）

(福岡県国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 法第11条第1項の規定による福岡県国民健康保険運営協議会は、委員十五人で組織する。

(福岡県国民健康保険運営協議会の委員)

第4条 前条の委員は、次の各号に掲げる者とし、知事は、当該各号に掲げる人数の委員を委嘱する。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

○福岡県国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第2条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、条例第4条第3号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 運営協議会の会議は、条例第4条各号に掲げる委員の各一人以上が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 （略）

○福岡県国民健康保険運営協議会運営規程（抜粋）

（会議の公開）

第4条 運営協議会の会議は公開する。

2 （略）

（公開の手続き）

第5条 前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

2～3 （略）

2. 福岡県国民健康保険運営協議会委員

15名（下記名簿のとおり）

任期：令和3年5月1日～令和6年4月30日

区分	氏名	役職等
被保険者代表	おくたに のりこ 奥谷 紀子	奥谷社会保険労務士事務所
	くまがい ともこ 熊谷 知子	福岡市東区男女共同参画連絡協議会 会長
	たなか やよい 田中 弥生	久留米市農業委員会委員
	なかむら かよ 中村 香代	飯塚市自治連合会 理事
保険医（医科、歯科） 又は保険薬剤師代表	はすぎわ ひろあき 蓮澤 浩明	公益社団法人福岡県医師会 副会長
	てらさわ まさひさ 寺澤 正壽	公益社団法人福岡県医師会 常任理事
	えり よししげ 江里 能成	一般社団法人福岡県歯科医師会 常務理事
	たかき じゅんいち 高木 淳一	公益社団法人福岡県薬剤師会 副会長

区分	氏名	役職等
公益代表	あきた しょうじ 秋田 章二	福岡県議会議員
	ばばぞの あきら 馬場園 明	九州大学大学院医学研究院 教授
	すえひろ たかゆき 末弘 孝之	一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所 研修部長
	しばた ようさぶろう 柴田 洋三郎	福岡県立大学 理事長兼学長
被用者保険等 被保険者代表	はなだ しんいち 花田 伸一	健康保険組合連合会福岡連合会 副会長
	かたひら ゆうじ 片平 祐志	全国健康保険協会 福岡支部長
	やまだ しょうこ 山田 晶子	地方職員共済組合福岡県支部 事務長

- ・朱書きは新任委員
- ・会長、副会長は、公益代表の委員の中から選任

3. 主な審議事項

① 福岡県国民健康保険運営方針の作成（見直し）

県と市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、県による安定的な財政運営並びに市町村の事業運営の広域化・効率化を推進するため、県における国民健康保険の統一的な運営方針である「福岡県国民健康保険運営方針」を平成30年4月に策定。

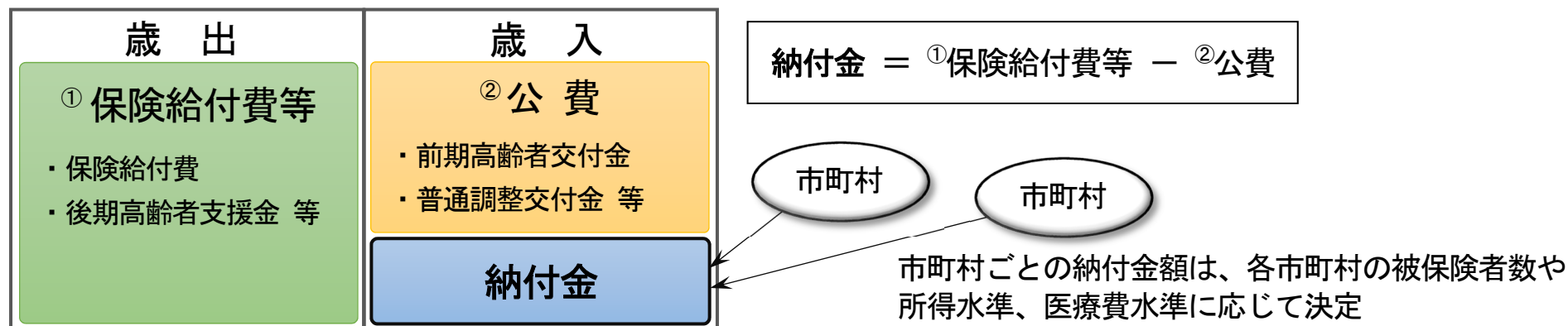
対象期間：平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間。

3年ごとに検証を行い、必要な見直しを行う。（令和3年1月改定）

② 国民健康保険事業費納付金の徴収（算定方法）

国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて分かち合うもの。

運営協議会において、その算定方法等について、審議する。



③ その他国民健康保険事業の運営に関する事項

4. 開催状況

平成30年度	平成30年5月18日	第1回福岡県国民健康保険運営協議会 ・国保運営協議会の議事運営 ・福岡県における国保の運営について
	平成30年11月21日	第2回福岡県国民健康保険運営協議会 ・福岡県国民健康保険運営方針に基づく取組 ・国民健康保険事業費納付金の算定方法
令和元年度	令和元年11月20日	第1回福岡県国民健康保険運営協議会 ・知事諮問 ・国民健康保険事業費納付金の算定等
	令和2年1月29日	第2回福岡県国民健康保険運営協議会 ・答申案について
令和2年度	令和2年11月13日	第1回福岡県国民健康保険運営協議会 ・知事諮問 ・福岡県国民健康保険運営方針の中間見直し ・国民健康保険事業費納付金の算定
	令和2年12月11日 ～21日	第2回福岡県国民健康保険運営協議会（書面開催） ・答申について
令和3年度	令和3年11月19日	第1回福岡県国民健康保険運営協議会 ・福岡県国民健康保険特別会計の決算状況 ・福岡県国民健康保険運営方針の取組状況

5. 国保共同運営に係る市町村との協議体制

平成30年4月からの国民健康保険の共同運営にあたり、共同運営の円滑化、事業運営の効率化を図るため、福岡県国民健康保険運営方針に基づき、県と市町村の協議の場として、「福岡県国保共同運営会議」を設置。

国保共同運営会議（県側）副知事、保健医療介護部長、医療保険課長
（市町村側）市長会及び町村会から推薦を受けた自治体の長：12名

※実務的に協議を行う場として下部組織を設置

幹事会（県側）医療保険課長ほか医療保険課職員
（市町村側）共同運営会議を構成する12市町の国保担当課長

- ・ 国保の共同運営に関し、実務上の協議を行う（部会での議論を踏まえ、現状分析・論点整理を行う）
- ・ 特に重要と考えられる案件については、全60市町村の国保担当課長が参画する拡大幹事会を開催し、協議を行う

部会（県側）医療保険課課長補佐ほか医療保険課職員
（市町村側）共同運営会議を構成する12市町の課長補佐級又は係長級職員

- ・ 協議の論点を整理するとともに、専門技術的事項の調査・検討を行う